景観づくりから始める 選ばれるまち 朝霞

「景観形成補助金 (ハード整備事業)」 対象事業 募集要領

朝霞市都市建設部まちづくり推進課



目次

1. 制度の趣旨、目的 ・・・・3

2. 制度の仕組 ・・・・4

3. 制度の内容 ・・・・5~7

(1)交付対象行為【ハード整備事業】

(2) 交付対象者

(3)交付金額

4. 応募方法(事前相談)・・・・8

5. 申請受付期間 ····8

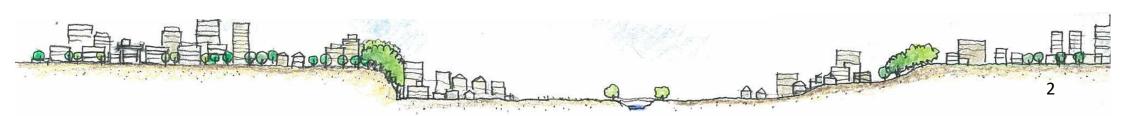
6. 提出書類 ……9

7. 適正管理 ……10

8. 問い合わせ ・・・・||

9. その他 ・・・・11

10. 施工例 ···· 12、13



Ⅰ 制度の趣旨、目的

朝霞らしい景観を地域の財産として大切に守り育て、次の世代へ引き継ぐとともに、広く内外に発信しながら、良好な景観づくりを進めていくためには、市民・事業者・行政の連携と協働が不可欠です。

まちの魅力を高めるためには良好な景観づくりは欠かすことができません。朝霞らしい魅力ある景観をみんなでつくり、守ることで、だれもが住み続けたい、訪れたいと感じるまちを目指します。

その実現のためには、民間による主体的なまちづくりが重要です。

そこで、地域住民をはじめとした市民等による良好な景観の形成に資する事業を支援することを目的に「朝霞市景観形成補助金」交付制度を設けています。



2 制度の仕組

「景観形成補助金(ハード整備事業)」は、「一般財団法人民間都市開発推進機構」から「朝霞市みどりのまちづくり基金」に拠出された資金の活用を目途に、当該基金からの繰入金を財源として、良好な景観づくりに資する視点場の整備、地域の魅力向上等に寄与すると認められる緑化事業(花壇の設置等)又は休憩スペース等の設置など、地域住民をはじめとする市民等が行う事業に対して予算の範囲内で補助金を交付するものです。

交付対象事業を公募した上で、応募いただいた事業を有識者等で構成する「朝霞市景観審議会」に諮り、その審議結果を踏まえ、朝霞市景観形成補助金交付に関する事務取扱基準(平成30年その他第9号。以下「事務取扱基準」。)第7条に基づき市長が決定します。

みなさまの様々な視点を活かした提案をお待ちしております。



3 制度の内容 ~(1)交付対象行為【ハード整備事業】~

番号		交付対象行為	主な事業内容		
		景観協定を定めた区域内における良好な景観の 形成に寄与すると認められる行為			
1 ツ		景観づくり重点地区の区域内における良好な景 観の形成に寄与すると認められる行為	地域の魅力向上等に寄与すると認められる緑化事業(花壇の設置等)又		
	事務取扱基準 第3条第1項第7号に掲げる行為	交付対象者が行う良好な景観の形成に寄与する と認められる行為	- は休憩スペース等の設置 -		
1 /1	事務取扱基準 第3条第1項第8号に掲げる行為	市長が必要と認める行為	市長が必要と認める事業		

※注意事項 上記にかかわらず、下記のいずれかに該当するものは、交付対象となりません。

- ・市民等の財産権の不当な侵害につながるおそれのある行為
- ・特定の個人又は団体のみが利益を受ける行為
- ・本市の類似する補助等の交付を受ける行為



3 制度の内容 ~(2)交付対象者~

番号	交付対象者		
	事務取扱基準 第2条第1項第3号に掲げる者	景観協定を締結し認可を受けた団体又は景観協定を締結し認可を受けようとする団体	
	事務取扱基準 第2条第1項第4号に掲げる者	景観づくり団体又は景観づくり団体を結成し認定を受けようとする団体	
	事務取扱基準 第2条第1項第6号に掲げる者	市長が必要と認める者	

※注意事項

上記にかかわらず、交付対象者又はその関係者が朝霞市暴力団排除条例(平成24年朝霞市条例第32号)第2条第1号に規定する暴力団又は同条例第3条第2項に規定する暴力団関係者に該当するときは、補助金の交付の対象となりません。



3 制度の内容 ~(3)補助金の額~

番号	交付対象行為	主な事業内容	交付率	交付制限
1 1	事務取扱基準 第3条第1項第4号に掲げる行為			
1 ツ	事務取扱基準 第3条第1項第5号に掲げる行為	地域の魅力向上等に寄与すると認められる緑化事 業(花壇の設置等)又は休憩スペース等の設置	4分の3	20万円以内
	事務取扱基準 第3条第1項第7号に掲げる行為			
1 /1	事務取扱基準 第3条第1項第8号に掲げる行為	市長が必要と認める事業	_	内容を勘案して 決定する。



4 応募方法(事前相談)

交付を申請する前に「事前相談」が必要です。事前相談の際には、事業予定地と整備概要がわかる書類をご持参のうえ、「8 問い合わせ」までお越しください。

5 申請受付期間

通年

※交付予定額の総額が予算の範囲を超えた場合は、受付を終了する場合があります。



6 提出書類

以下の書類を「8 問い合わせ」まで持参、又は郵送してください。

- 「・景観形成補助金交付申請書(様式第1号)
- ・事業を実施する場所の位置図及び現況写真
- ・事業計画書
- ・収支予算書
- L・前年度の収支決算書
- ※上記とは別に、必要に応じて資料の提供をお願いする場合があります。
- ※様式第1号は、市ホームページ及びまちづくり推進課窓口で配布しております。



7 適正管理

- 事業の実施にあたっては、実施する土地の所有者の承諾を得る必要があります。
- ・本補助金の交付対象となった物件等の権利を有する者は、当該物件等の適切に維持管理する義務が生じます。なお、道路や公園など公共施設への物件等の設置及び管理については、覚書等の締結や公共施設管理者と協議が必要となります。



8 問い合わせ

朝霞市 都市建設部 まちづくり推進課 都市計画係(朝霞市役所 庁舎5階)

住 所 〒351-8501 朝霞市本町1-1-1

電 話 048-463-2518 (直通)

FAX 048-463-9490

メール mati_zukuri@city.asaka.lg.jp

9 その他

この要領に定めるもののほか、補助金交付までの諸手続き等は、事務取扱基準の定めによるものとします。



10 施工例



施工例(休憩施設:ウッドデッキ⇒視点場の設置)



施工例(花壇の設置)

IO 施工例



施工例 (休憩施設:ベンチ等の設置)



施工例(休憩施設::ウッドデッキ⇒視点場の設置)

